

お知らせ

市税の納期限

7月31日(水)は、固定資産税・都市計画税(2期)、国民健康保険税(1期)の納期限です。期限内に納付してください。

問 収税課 ☎ 2998・9073

毎月第2・4土曜午前は休日開庁

一部の業務を行います。詳細は市HP(Q休日開庁)をご覧ください。

☎ 7月13日(土)・27日(土)午前8時30分～午後0時30分

場市役所1階 まちづくりセンター(並木除く、下水道同庁舎)

問 経営企画課 ☎ 2999

8・9027、上下水道お客様センター ☎ 2921・1080

国民健康保険納税通知書を郵送

7月中旬に世帯主(納税義務者)宛てに郵送します。災害や所得の著しい減少などの特別な事情で納付が困難な場合は、減免が認められることもあります。ご相談ください。

問 国民健康保険課

☎ 2998・9131

国民年金保険料の免除・猶予

経済的な理由や災害などにより納めることが困難な場合は、免除・猶予される制度があります。

◆ 保険料免除制度

対59歳以下の方

申請者・配偶者・世帯主の前年所得などを審査して、全額又は4分の1を免除します。

◆ 学生納付特例制度

対学生

申請者の所得を審査して一時的に納付を猶予します。

◆ 納付猶予制度

対49歳以下の方(学生除く)

申請者・配偶者の所得を審査して一時的に納付を猶予します。

【申請に必要なもの】

- ① 全ての方：マイナンバーがわかるもの、または年金手帳
- ② 代理人が申請する場合は、申請者の印鑑(認印可)、代理人の本人確認書類、委任状も必要です。
- ③ 失業のため申請する方：①に加え、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証など
- ④ 学生の方：①に加え、学生証など

留意事項 ▼ 申請は毎年必要 ▼ 更新時期は学生納付特例制度が4月、その他は7月 ▼ 時効を迎えていない期間はさかのぼって申請可能

問 市役所1階市民課(国民年金担当) ☎ 2998・9095、所沢年金事務所 ☎ 2998・0170に直接

住民票などの証明書が取得できるコンビニ交付サービスが一時停止

定期メンテナンスのため、全てのサービスが利用できなくなりました。ご理解と協力をお願いします。

☎ 6月28日(金)、7月17日(水)(終日) 問 市民課 ☎ 2998・9007

介護保険料決定通知書を郵送

65歳以上の方(第1号被保険者)に7月上旬に郵送します。詳細は同封のパンフレットをご覧ください。

◆ 介護保険料決定通知書を郵送

8月1日から適用される介護保険負担割合を7月下旬に郵送します。

介護保険料と一緒に保管し、介護サービス利用時に提示してください。

負担割合は前年中の収入に応じて決まり、1.5割です。

◎ 最近転入したなど一部の方は、発送が遅れる場合があります。

問 介護保険課 ☎ 2998・9420

穴ほこ通報キャンペーン

事故を防ぐため、市内道路の穴ほこを発見したら、道路維持課に電話・メールで通報してください。

期間中に通報いただいた方の中から、抽選で50組100人に埼玉西武ライオンズ観戦チケット引換券をプレゼントします(1人1回)。

実施期間 7月8日(月)～19日(金)

◎ 詳細は市HP(Q穴ほこ)をご覧ください。

問 道路維持課 ☎ 2998・9168

・9168 ☎ a9168@city.tokorozawa.lg.jp

city.tokorozawa.lg.jp

健康や生活アンケートにご協力ください

介護予防や認知症予防に関するアンケートです。7月下旬に対象者にアンケートを郵送します。同封の返信用封筒で8月9日(金)までに返送してください。

回答者には、10月下旬に結果アードバイス表を郵送します。

対平成31年4月1日現在70歳以上の偶数年齢の方で、要支援・要介護の認定を受けていない方

問 高齢者支援課 ☎ 2998・9120

専用コールセンター ☎ 20・907・193 (7月22日(月)～)

後期高齢者医療制度のお知らせ

詳細は、7月に郵送する保険料決定通知書と被保険者証に同封のお知らせをご覧ください。

◆ 被保険者証(保険証)を郵送

新しい保険証(紫色)を7月中旬に簡易書留で郵送します。現在お使いの保険証(茶色)の有効期限は平成31年7月31日または令和元年7月31日(日)は、破棄するか市役所1階国民健康保険課、まちづくりセンターに返却してください。

期間中に通報いただいた方の中から、抽選で50組100人に埼玉西武ライオンズ観戦チケット引換券をプレゼントします(1人1回)。

実施期間 7月8日(月)～19日(金)

◎ 詳細は市HP(Q穴ほこ)をご覧ください。

問 道路維持課 ☎ 2998・9168

・9168 ☎ a9168@city.tokorozawa.lg.jp

city.tokorozawa.lg.jp

健康や生活アンケートにご協力ください

介護予防や認知症予防に関するアンケートです。7月下旬に対象者にアンケートを郵送します。同封の返信用封筒で8月9日(金)までに返送してください。

回答者には、10月下旬に結果アードバイス表を郵送します。

対平成31年4月1日現在70歳以上の偶数年齢の方で、要支援・要介護の認定を受けていない方

問 高齢者支援課 ☎ 2998・9120

専用コールセンター ☎ 20・907・193 (7月22日(月)～)

後期高齢者医療制度のお知らせ

詳細は、7月に郵送する保険料決定通知書と被保険者証に同封のお知らせをご覧ください。

◆ 被保険者証(保険証)を郵送

新しい保険証(紫色)を7月中旬に簡易書留で郵送します。現在お使いの保険証(茶色)の有効期限は平成31年7月31日または令和元年7月31日(日)は、破棄するか市役所1階国民健康保険課、まちづくりセンターに返却してください。

問 道路維持課 ☎ 2998・9168

・9168 ☎ a9168@city.tokorozawa.lg.jp

city.tokorozawa.lg.jp

健康や生活アンケートにご協力ください

介護予防や認知症予防に関するアンケートです。7月下旬に対象者にアンケートを郵送します。同封の返信用封筒で8月9日(金)までに返送してください。

回答者には、10月下旬に結果アードバイス表を郵送します。

対平成31年4月1日現在70歳以上の偶数年齢の方で、要支援・要介護の認定を受けていない方

問 高齢者支援課 ☎ 2998・9120

専用コールセンター ☎ 20・907・193 (7月22日(月)～)

後期高齢者医療制度のお知らせ

詳細は、7月に郵送する保険料決定通知書と被保険者証に同封のお知らせをご覧ください。

◆ 被保険者証(保険証)を郵送

新しい保険証(紫色)を7月中旬に簡易書留で郵送します。現在お使いの保険証(茶色)の有効期限は平成31年7月31日または令和元年7月31日(日)は、破棄するか市役所1階国民健康保険課、まちづくりセンターに返却してください。

問 道路維持課 ☎ 2998・9168

・9168 ☎ a9168@city.tokorozawa.lg.jp

city.tokorozawa.lg.jp



- ◆ ① 限度額適用・標準負担額減額認定証
- ◆ ② 限度額適用・減額認定証
- ◆ 申請により、同一月・同一医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額までとなる限度額適用・標準負担額減額認定証または、限度額適用・減額認定証が取得できます。既に取得済みで、引き続き対象の方は自動更新されます(7月下旬郵送)。
- ◆ ③ 負担割合が1割の被保険者で、市民税非課税世帯の方②の負担割合が3割で市民税課税所得が690万円未満の方

保険料のお知らせ

保険料は、被保険者全員が同額負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じる「所得割額」の合計額となります。

均等割額：41,700円

所得割率：7・86%

問 国民健康保険課(後期高齢者医療担当) ☎ 2998・9218

所沢航空記念公園の多目的運動場が人工芝になり8月にオープン

申し込み前に団体登録が必要です(7月8日(月)から)。

申込開始日 7月15日(木)(抽選)

◎ 利用料などの詳細は市HP(Q多目的運動場)をご覧ください。

問 同公園から電子申請

問 同公園管理事務所

☎ 2998・4388

クイズ1

これからの季節は要注意！
風水害に備える特集名は？

〇×ニモマケズ



ヒント・2面 応募方法は15面

10月1日～

幼児教育・保育の無償化がスタート

10月1日から、主に3～5歳までの子どもの幼稚園・保育施設などの利用料(通園送迎費、食料費、行事費などの実費除く)が無償になります。

必ず事前に認定を受けてください。

認定申請の方法(下表の①～③)

- ① 手続き不要
- ② 利用施設に「施設等利用給付認定申請書兼現況届」を提出
- ③ 利用施設に②に加え、父母の「保育の必要性確認書類」を提出

◎ 平成31年1月1日現在、市外在住の方は、31年度課税・非課税証明書が必要です(①～③全てに該当)。

◎ 申請書などは7月1日(月)から利用施設、市役所2階保育幼稚園課、市HP(Q保育無償化)で入手できます。利用条件や締切日などは同ホームページをご覧ください。



- 問 認可保育施設・私立幼稚園担当 … 保育幼稚園課 ☎ 2998-9126
- ▶ 障害児の発達支援担当 … こども福祉課 ☎ 2998-9223
- ▶ 認可外保育施設等給付担当 … こども支援課 ☎ 2998-9124

申請区分と無償となる利用料(月額)の上限 ①～③は申請方法	認可保育所 認定子ども園(保育部分) 地域型保育事業 ※1	新制度移行済み幼稚園 認定子ども園(教育部分)		新制度未移行幼稚園 特別支援学校(幼稚部)		認可外保育施設等 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・ センター事業 ※2
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳児クラス	①/全額	—	③/11,300円※3	—	③/11,300円※3	③/37,000円※3
満3歳児(平成31年4月2日以降に3歳に達した子)	—	①/全額	—	②/25,700円	—	—
住民税非課税世帯 満3歳児 0～2歳児クラス(満3歳児除く)	①/全額	—	③/16,300円※3	—	③/16,300円※3	③/42,000円※3

※1と※2の両方に該当する場合は、※1のみ無償化の対象となります/※3…保育の必要性があることが要件です。

◎ 3～5歳児クラスの障害児の発達支援も全額無償となります(手続き不要)。